

誓約書

私は、栄町定住・移住奨励金交付要綱（平成26年栄町告示第18号。以下「要綱」という。）に基づき、定住・移住奨励金（以下「奨励金」という。）の交付を受けるに当たり、下記1のとおり要綱の規定内容を承諾した上、下記2の事項について遵守することを誓約します。

令和 年 月 日
栄町長 橋本 浩 様

住 所 栄町
申請者 氏 名 ㊞
電話番号

（自署及び押印）

記

1 栄町定住・移住奨励金交付要綱（全12条中第1条から第10条までの抜粋）

条 文	承諾欄 <input checked="" type="checkbox"/> を記入
<p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、長期にわたり居住することを目的として栄町の区域内に住宅（人の居住の用に供する家屋をいう。以下同じ。）を新築し、又は当該区域内に所在する住宅を購入した者等に対し、予算の範囲内で定住・移住奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、町民の定住化及び栄町への移住の促進を図ることを目的とする。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>（交付の対象となる者）</p> <p>第2条 奨励金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、住宅（栄町の区域内に所在するものに限る。以下「対象住宅」という。）を新築し、又は購入した者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>（1）<u>当該対象住宅に居住し、かつ、当該対象住宅の所在地を住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に記録される住所をいう。以下同じ。）とする者</u></p> <p>（2）<u>当該対象住宅を所有している者</u>（当該対象住宅が共有物である場合には、その持分を有する者のうちいずれか一の者に限る。）</p> <p>（3）<u>自己及びその属する世帯の世帯員のいずれにも町税の滞納がない者</u></p> <p>（4）<u>自己及びその属する世帯の世帯員のいずれも栄町暴力団排除条例（平成23年栄町条例第16号）第2条第3項に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者（以下これらを「暴力団関係者」という。）でない者</u></p> <p>（5）日本の国籍を有しない者にあつては、次に掲げる者</p> <p>ア 永住者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下この号において「法」という。）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者をいう。）</p> <p>イ 日本人の配偶者等（法別表第2の上欄の日本人の配偶者等の在留資格をもって在留する者をいう。）</p> <p>ウ 永住者の配偶者等（法別表第2の上欄の永住者の配偶者等の在留資格をもって在留する者をいう。）</p> <p>エ 定住者（法別表第2の上欄の永住者の定住者の在留資格をもって在留する者をいう。）</p> <p>オ 特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者をいう。）</p>	<input type="checkbox"/>
<p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象者としなない。</p> <p>（1）既に奨励金の交付を受けた者</p> <p>（2）第5条に規定する交付決定に係る申請（第8条の規定による交付決定の取消しに係る申請を含む。）に係る対象住宅を購入した者</p> <p>（3）その他町長が対象者として不相当と認める者</p>	<input type="checkbox"/>
<p>（奨励金の額等）</p> <p>第3条 奨励金の額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該対象者に子ども（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、栄町の区域内に住所を有するものをいう。以下同じ。）がいる場合には、子ども1人につき、10万円を加算する。</p> <p>（1）対象者（次号に掲げる者を除く。）が、対象住宅を新築し、又は購入し、かつ、その居住年数（自己の所有に係る対象住宅に居住し、かつ、当該対象住宅の所在地を住所とする年数をいう。以下同じ。）を10年とする</p>	<input type="checkbox"/>

<p>場合 10万円 (2) 対象者（新たに栄町の区域内に住所を有することとなる者に限る。）が、対象住宅を新築し、又は購入し、かつ、その居住年数を10年とする場合 20万円</p>	
<p>2 奨励金は、前項各号に掲げる居住年数の期間において、自己の所有に係る対象住宅に居住し、かつ、当該対象住宅の所在地を住所とすることその他の町長が必要と認める事項について誓約した者に限り交付するものとする。</p>	□
<p>(交付の申請) 第4条 奨励金の交付を受けようとする対象者は、対象住宅の所有権の取得の日から6月以内に、栄町定住・移住奨励金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 登記事項証明書、登記完了証その他の対象住宅についての所有権を証する書類 (2) 対象住宅の新築又は購入に係る契約書の写し (3) 前条第2項の規定による誓約を証する書類 (4) 日本の国籍を有しない者にあつては、在留カード若しくは特別永住者証明書の写し又は当該申請の日前3月以内に作成され、若しくは記載された在留資格を証する書類の写し (5) その他町長が必要と認める書類</p>	□
<p>(交付等の決定) 第5条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査して奨励金の交付の可否を決定し、交付する旨の決定（以下「交付決定」という。）をしたときは栄町定住・移住奨励金交付決定通知書（別記第2号様式）により、交付しない旨の決定をしたときは栄町定住・移住奨励金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。</p>	□
<p>(交付の請求) 第6条 前条の規定により奨励金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、奨励金の交付を受けようとするときは、町長が別に定める期日までに、栄町定住・移住奨励金交付請求書（別記第4号様式）に預金通帳の写しその他の奨励金の振込先として指定する金融機関の口座を確認することができる書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p>	□
<p>(住所等変更の届出) 第7条 交付対象者は、当該交付対象者に係る奨励金の交付決定の日から第3条第2項の規定による誓約をした居住年数の期間（以下「誓約期間」という。）の末日までの間に第2条第1項第1号、第2号、第4号又は第5号のいずれかに該当しなくなったときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。</p>	□
<p>(交付決定の取消し) 第8条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付対象者に係る奨励金の交付決定を取り消すことができる。</p>	□
<p>(1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付決定を受け、又は奨励金の交付を受けたとき。</p>	□
<p>(2) 奨励金の交付決定の日から誓約期間の末日までの間に、第3条第2項の規定による誓約の内容に違反したとき（死亡、入院その他町長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。）。 (3) 第2条第2項第3号に掲げる者に該当することとなったとき。</p>	□
<p>(4) その他この要綱の規定に違反したとき。</p>	□
<p>(奨励金の返還) 第9条 町長は、前条の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させることができる。</p>	□
<p>(住所等の確認) 第10条 町長は、奨励金の交付による定住化等の促進の状況を把握するため必要があると認めるときは、交付対象者及びその属する世帯の世帯員の同意を得て、当該交付対象者に係る奨励金の交付決定の日から誓約期間の末日までの間に限り、当該交付対象者及びその属する世帯の世帯員の住所、世帯、在留資格等（日本の国籍を有しない場合に限る。）及び暴力団関係者に関する情報並びに対象住宅に関する情報を確認することができる。</p>	□

2 誓約事項

- (1) 要綱第3条第1項各号に規定する居住年数の期間（奨励金の交付決定の日から10年間）、要綱第2条第1項各号に該当している者であること。
- (2) 要綱第8条各号のいずれかに該当して交付決定の取消しを受け、既に交付を受けた奨励金の返還を求められたときは、当該奨励金を返還すること。